

徳島市まちづくり総合ビジョン策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 徳島市におけるまちづくりの総合的な指針となる徳島市まちづくり総合ビジョン（以下「総合ビジョン」という。）の策定にあたり、広く市民からの意見を求めるため、徳島市まちづくり総合ビジョン策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、総合ビジョンの策定に必要な事項について意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 市民会議は、委員20人程度で組織する。

- 2 委員は、見識を有する者、公募市民等のうちから市長が依頼する。
- 3 委員の任期は、依頼の日から総合ビジョンが策定される日までとする。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の中から市長が指名する。
- 3 会長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が進行する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(設置期間)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画政策局企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。